

# 保 安 検 査

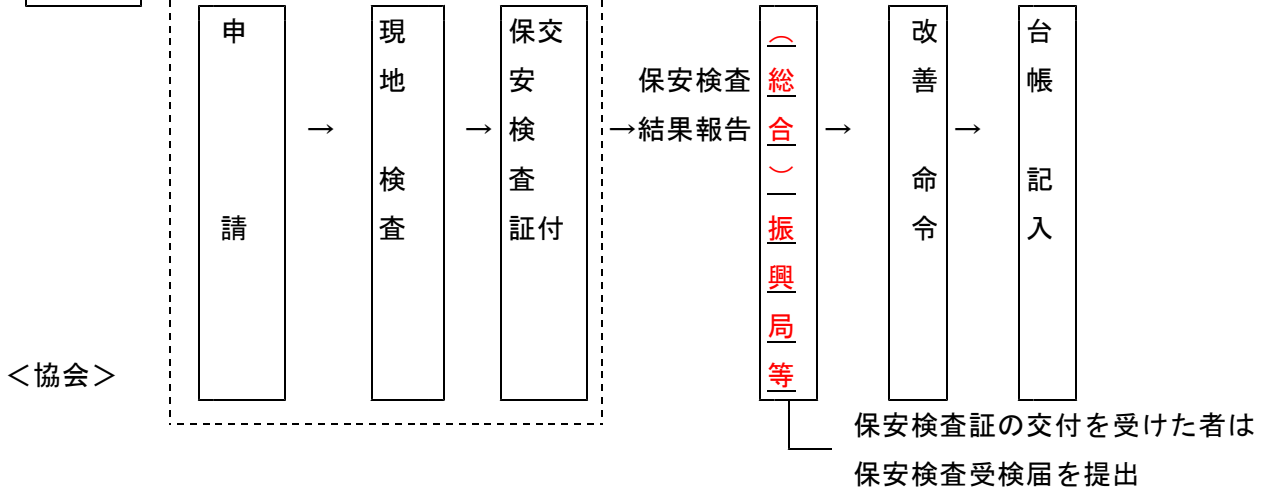
根 拠 法 令

法第35条 冷凍則第40条

適 用

第1種製造者の特定施設について3年以内に1回以上実施。  
実施者→高圧ガス保安協会北海道冷凍教育検査事務所

手 順



改善命令

法第8条（冷凍則第6条～9条）の基準に適合していない場合に、法第11条第3項に基づき、改善命令を行う。→改善命令に従わなかった場合、法第38条第1項により製造の許可の取り消し、又は期間を定めて製造の停止を命ずることができる。

台帳記入

<留意事項>

改善命令の内容を台帳に記入する。

第1種冷凍事業所台帳に記載。